

一 般 ガ ス 個 別 約 款
(厨房給湯暖房契約)

令和5年12月20日実施

丹 後 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

1	目的	2
2	個別約款の変更	2
3	用語の定義	2
4	適用条件	3
5	契約の締結	3
6	使用量の算定	4
7	料金	4
8	単位料金の調整	4
9	設置確認	6
10	その他	6
附 則		
1	実施の期日	6
別 表		
1	早収料金の算定方法	6
2	料金表	8

(目 的)

第1条 この個別約款は、厨房・温水分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、丹後瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）の製造供給施設の効率的利用及び効率的な事業運営に資することを目的といたします。

(個別約款の変更)

第2条 当社は、この個別約款を変更することがあります。

この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によります。

(用語の定義)

第3条 この個別約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。

(2) 「温水機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器で次のものをいいます。

ア 風呂釜

イ 給湯器、暖房給湯器でガスの消費量が12kWを超えるもの。

(3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器若しくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行うシステムをいいます。

(4) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

(5) 「単位料金」とは、第8条に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

(6) 「冬期」とは、12月検針分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月検針分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）までの4ヵ月間をいい、「夏期」とは、4月検針分（3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで）から11月検針分（10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで）までの8ヵ月間をいいます。

(7) 「基本料金」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の

2の規定に基づき記載するものといたします。

(8) 「基準単位料金」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第 63 条の 2 の規定に基づき記載するものといたします。

(9) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この個別約款においては 8 パーセントといたします。

(適用条件)

第 4 条 風呂、給湯に温水機器を使用し、併せて厨房機器及び暖房機器を使用するガスメーターの能力が 16 立方メートル以下の需要で、お客さまがこの個別約款の適用を希望する場合に適用いたします。

(契約の締結)

第 5 条 この個別約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

2 申し込みは、所定の申込書により申し込んでいただきます。

3 契約期間は、次のとおりといたします。

(1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の検針日までといたします。

(2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の検針日までといたします。

(3) 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

4 当社は、この個別約款及び他の個別約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般ガス小売供給約款に基づく契約（以下「一般契約」といいます。）へ変更したお客さまが、同一需要場所で本契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般契約への変更の場合はこの限りではありません（次項において同じ。）。

5 当社は、この個別約款に基づいて契約しているお客さまが、その契約の契約期間

満了前に他の個別約款への変更の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

- 6 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過してもお支払いされない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

（使用量の算定）

第6条 使用量は、当社（導管部門）より通知を受けた前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

（料金）

第7条 当社は、料金のお支払いが、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金として徴収いたします。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- 2 当社は、料金算定期間の末日が冬期に属する場合には、別表の2（1）の料金表の冬期を適用して早収料金又は遅収料金を算定いたします。料金算定期間の末日が夏期に属する場合には、別表の2（1）の料金表の夏期を適用して早収料金又は遅収料金を算定いたします。

（単位料金の調整）

第8条 当社は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1（2）のとおりといたします。

- （1）平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- （2）平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 +$$

消費税率)

(備考)

上記(1)、(2)の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

2 前項の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、次のとおりといたします。

(1) 基準平均原料価格 (トン当たり)

82,440円

(2) 平均原料価格 (トン当たり)

別表2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = (\text{トン当たりLNG平均価格}) \times 0.9430 + (\text{トン当たりLPG平均価格}) \times 0.0648$$

(備考)

LNG及びLPGのトン当たり平均価格は、当社に掲示いたします。

(3) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(設置確認)

第9条 当社は、厨房機器、温水機器及び暖房機器が設置されているかどうかを確認する場合があります。この場合、お客さまが正当な事由もなく住宅への立ち入りを

承諾されないとき、当社は、この個別約款の申し込みを承諾しない、又は速やかにこの個別約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般ガス小売供給約款を適用することができます。

- 2 お客さまは、厨房機器、温水機器又は暖房機器を取り外すなど、第4条に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直にその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この個別約款に基づく契約を解約したものといたします。

(その他)

第10条 その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

(実施の期日)

- 1 この個別約款は、令和5年12月20日から実施いたします。

別 表

- 1 早収料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は第8条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定した額といたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2 料金表

(1) 料金表

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4, 5 6 7 . 5 2 円 (消費税等相当額を含みます)
--------------------	------------------------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	冬期	夏期
	2 0 6 . 1 7 円 (消費税等相当額を含みます)	1 9 8 . 4 7 円 (消費税等相当額を含みます)

(2) 調整単位料金

前号の各基準単位料金をもとに第8条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。